

# 土木工事検査基準

昭和50年11月1日土検第184号	平成14年6月1日総検第11-22号（一部改正）
平成5年8月2日土検第172号（改正）	平成14年9月17日総務第11-40号（一部改正）
平成8年7月1日土検第23号（一部改正）	平成15年4月1日総務第11-6号（一部改正）
平成9年5月19日土検第14号（一部改正）	平成15年9月19日（一部改正）
平成9年6月18日土検第19号（一部改正）	平成16年3月3日（一部改正）
平成10年6月30日総検第12号（制定）	平成17年6月30日（一部改正）
平成11年6月30日総検第22号（一部改正）	平成18年3月31日（一部改正）
平成12年3月27日総検第72号（一部改正）	平成18年7月27日（全部改正）
平成12年6月1日総検第16号（一部改正）	平成24年7月1日（一部改正）
平成13年4月27日総検第13号（一部改正）	平成25年4月1日（一部改正）
	平成29年11月1日（一部改正）
	令和2年11月1日（一部改正）

## （趣 旨）

第1 この基準は、三重県建設工事検査規則（以下「検査規則」という。）第12条に基づき、検査の方法及び技術的な基準を定めるものである。

## （適 用）

第2 この基準は、検査規則第3条に定める検査に適用する。

## （検査の方法）

第3 検査の方法は、別記「土木工事の検査方法」の定めによるものとする。

## （検査の技術基準）

第4 検査の技術基準は、三重県公共工事共通仕様書の建設工事施工管理基準の定めによるものとする。

## （検査の事後処理）

第5 受注者は、検査孔等検査時に破壊した部分については、構造物と同程度以上の材料で復旧することとする。

附則	この基準は、平成10年	7月	1日以降の決裁に係る業務について適用する。	
附則	この基準は、平成11年	7月	1日以降同仕様書に基づき契約する工事から適用する。	
附則	この基準は、平成12年	4月	1日から適用する。	
附則	この基準は、平成12年	6月	1日から適用する。	
附則	この基準は、平成13年	5月	1日から適用する。	
附則	この基準は、平成14年	6月	1日から適用する。	
附則	この基準は、平成14年	10月	1日から施行する。	
附則	この基準は、平成15年	4月	1日から施行する。	
附則	この基準は、平成15年	10月	1日の検査に係るものから適用する。	
附則	この基準は、平成16年	4月	1日から適用する。	
附則	この基準は、平成17年	7月	1日から施行する。	
附則	この基準は、平成18年	4月	1日から施行する。	
附則	この基準は、平成18年	9月	1日以降の検査から施行する。	
附則	この基準は、平成24年	7月	1日以降の検査から施行する。	
附則	この基準は、平成25年	4月	1日以降の検査から施行する。	
附則	この基準は、平成29年	11月	1日以降の検査から施行する。	
附則	この基準は、令和	2年	11月	1日以降の検査から施行する。

## 別記 土木工事の検査方法

検査員は、検査に先立ち、検査の方法、順序及びその他必要な事項を受注者又は現場代理人及び監督員に説明するものとする。

検査の方法は、設計図書及び契約書等工事の契約内容に関する書類に基づき、下記の項目について書類・実地検査を行うものとする。ただし、工事内容により検査項目について適宜追加、省略することができる。

### 1 工事の実施状況の検査留意事項

#### (1) 書類検査の項目

項 目	内 容	摘 要
契約関係の書類管理	契約図書等の履行状況 (契約書、配置技術者、施工体制、工事カルテ、建退共、施工計画書など) 監督の状況	三重県建設工事監督要領
施 工 管 理	工程管理、出来形管理、品質管理及び写真管理	建設工事施工管理基準(案)等
支給及び貸与品等	支給、受領保管使用及び返納の処理状況	支給品受領書等資料
工事現場発生品及び建設副産物	現場発生品の監督員への引き渡し及び発生材の利用、処理状況	現場発生品調査 三重県建設副産物処理基準 産業廃棄物管理票（紙マニフェストまたは電子マニフェスト）等
確認、立会、指示等	確認、立会、指示、協議等の状況	三重県建設工事監督要領 (工事打合簿、段階確認書、施工状況立会) 簡易総合評価方式の試行導入について (技術提案履行状況の確認) 施工体制点検マニュアルなど
現 場 管 理	現場管理状況（施工体系図等の確認）及び施工方法 安全管理の実施状況（安全教育、研修、訓練等の実施状況等）、交通管理及び環境対策の状況など	関係法令の遵守 施工計画書 各管理実施状況（記録簿等）

(2) 実地検査の項目

項 目	検 査 の 方 法
延 長	施工管理資料に基づき測点箇所を抽出し測定する。
平 面 線 形	法線を見通し、直線の通り、曲線部、緩和区間のとり合せを確認する。
計 画 高 縦 断、横 断 勾 配	BMを確認し、施工管理資料に基づき、測点を抽出し、実測して確認する。
幅員、法長、法勾配、 高 さ、深 さ	施工管理資料に基づき、測点を抽出し、実測して確認する。
構 造 物	<ol style="list-style-type: none"> <li>長さ、幅、高さ、厚さ等を実測して出来形寸法を確認するとともに外観を観察する。重要構造物については、スチールテープを使用する。</li> <li>コンクリート構造物については、シュミットハンマーで強度を判定する。強度に疑義があるときは、コア採取のうえ強度試験をする。</li> <li>砂防えん堤及び類似構造物については、必要に応じて漏水の有無をさく孔注水により確認する。</li> <li>ブロック積みについては、必要に応じて胴込コンクリートの充填状況を抜取により確認する。但し、復旧困難なものは除く。</li> <li>品質については、材料の品質を証明する資料及び品質管理資料により確認する。</li> </ol>
埋 設 構 造 物	埋戻されている構造物は、工事写真及び段階確認書で確認する。
主 要 資 材	規格、品質、数量等に関係書類その他実地検査により判定する。

2 工種別検査方法

(1) 出来形検査の項目

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	
一 般 施 工	矢 板 工	基準高、変位、根入長 延長(枚数)	250 枚につき 1 箇所以上 (ただし、施工枚数 250 枚以下の場合は 2 箇所以上)
	吹 付 工 法 枠 工 植 生 工	厚さ、法長、間隔、幅、 延長	200mにつき 1 箇所以上 (ただし、施工延長 200 m 以下の場合は 2 箇所以上)
	基 礎 工	基準高、根入長、偏心量	1 基又は 1 目地間当たり 1 箇所以上
	石・ブロック積(張)工	基準高、法長、延長、幅、 厚さ	100mにつき 1 箇所以上 (ただし、施工延長 100m 以下の場合は 2 箇所以上)
		破壊検査(抜取)	300 m <sup>2</sup> につき 1 箇所 (ただし、150 m <sup>2</sup> 以下は施工管理資料によることができる。)
	路 盤 工	基準高、幅、延長、厚さ	200mにつき 1 箇所以上 (ただし、施工延長 200m 以下の場合は 2 箇所以上) 厚さは、1 km につき 1 箇所以上(ただし 1 km 以下は 2 箇所)
基準高、厚さあるいは標 高較差(3次元モデルに よる場合)		1 工事につき 1 断面 (3次元モデルによる場合)	

工 種		検 査 項 目	検 査 内 容
一 般 施 工	舗 装 工	延長、幅、厚さ、平坦性	幅、厚さは、200mにつき1箇所以上 (ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上) 厚さは、施工面積10,000㎡につき1箇所以上コアーにより検査 (ただし、10,000㎡以下の場合は2箇所以上する。なお、維持業務委託については、これを適用しないものとする。)  平坦性は、施工管理資料による。
		基準高、厚さあるいは標高較差(3次元モデルによる場合)	1工事につき1断面 (3次元モデルによる場合)
	地 盤 改 良	基準高、幅、厚さ、延長	200mにつき1箇所以上 (ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上)
	土 工	基準高、幅、法長、	200mにつき1箇所以上 (ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上)
天端面・法面の設計との標高較差、または水平較差 (3次元モデルによる場合)		1工事につき1断面(3次元モデルによる場合)	
河 川	築 堤・護 岸	基準高、幅、厚さ、法長、延長、	200mにつき1箇所以上 (ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上)
	浚 渫 (川)	基準高、幅、延長	
	樋 門・樋 管	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	水門、樋門、樋管は本体部、呑口部につき構造図の寸法表示箇所の任意の部分、函渠は同種構造部ごと2箇所以上
	水 門		
海 岸	堤 防・護 岸	基準高、幅、厚さ、法長、延長	200mにつき1箇所以上 (ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上)
	突堤 ・ 人工岬		
	海 域 堤 防		
	浚 渫 (海)	基準高、幅、延長	

工 種		検 査 項 目	検 査 内 容
砂防・地滑り防止・治山	砂 防 えん堤 治 山 ダ ム	基準高、幅、延長	構造図の寸法表示箇所任意場所
		破壊検査（注水検査）	天端及び法面の打継か所を、それぞれ1～2箇所。 （但し、現場条件等を勘案して適宜増減することができる。）
	流 路	基準高、幅、厚さ、高さ、法長、延長	200mにつき1箇所以上 （ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）
	斜 面 対 策	基準高、幅、厚さ、高さ、法長、延長	100mにつき1箇所以上 （ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上）
ダ ム	コンクリートダム	基準高、幅、ジョイント間隔、堤長	5ジョイントにつき1箇所以上
		破壊検査（注水検査）	天端及び法面の打継箇所を、それぞれ1～2箇所。 （但し、現場条件等を勘案して適宜増減することができる。）
	フィルダム	基準高、外側境界線	5測点につき1箇所以上
道 路	道 路 改 良	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	100mにつき1箇所以上 （ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上）
	橋 梁 下 部	基準高、幅、厚さ、高さ、胸壁間距離、支間長、中心線の変位	支間長は、各支間ごと、その他は同種構造物ごとに1基以上につき構造図の寸法表示箇所の任意の部分
	鋼橋・コンクリート橋上部工	部材寸法、基準高、全長、有効幅員、支間長、中心間距離、そり、通りなど	部材寸法は主要部材について、寸法表示箇所の任意の部分、その他5径間未満は2箇所以上、5径間以上は2径間につき1箇所以上 橋種に応じて適宜測定項目を選定する。
	ト ン ネ ル	基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、間隔、延長	両抗口を含めて、100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は両抗口を含めて3箇所以上）
	その他の構造物	工種に応じ、基準高、延長、幅、厚さ、高さ、深さなど	同種構造物を参考に適宜決定すること。

- 備考 (1) 検査は実地において行うのを原則とするが、特別の事由により実地において検査できない場合、当該工事の主体とならない工種及び不可視部分については、出来形管理表、写真、ビデオ、品質証明書、3次元モデル等により、検査することができる。
- (2) 施工延長とは、施工箇所が複数ある場合には施工延べ延長をいう。

(2) 品質検査の項目

工 種		検 査 項 目 及 び 内 容	備 考
材 料		品質及び形状は、設計図書を満足して適切か。	1) 観察又は品質証明書により検査する。 2) 場合により実測する。
基 礎 工		1) 支持力は、設計図書と対比して適切か。 2) 基礎の位置、上部との接合等は適切か。	1) 主に施工管理記録及び観察により検査する。 2) 場合により実測する。
土 工		1) 土質、岩質は、設計図書と一致しているか。 2) 支持力又は締固め密度は設計図書と対比して適切か。	
無筋・鉄筋コンクリート		コンクリートの強度、スランプ、単位水量、塩化物総量値、アルカリ骨材反応対策等は、設計図書等と対比して適切か。	
構造物の機能		構造物又は付属設備等の性能は設計図書と対比して適切か。	主に実際に操作し検査する。
舗 設 工	路 盤 工	1) 路盤材料の合成粒度は設計図書と対比して適切か。 2) 支持力又は締固め密度は設計図書と対比して適切か。	1) 主に施工管理記録及び観察により検査する。 2) 場合により実測する。
	アスファルト	アスファルト使用量、骨材粒度、密度及び舗設温度は設計図書と対比して適切か。	1) 主に採取されたコア及び観察並びに施工管理資料により観察する。 2) 場合により実測する。
その他の構造物		同種構造物を参考に適宜決定すること。	

### 3 その他

#### (1) 検査の準備（監督員）

① 監督員は、契約図書及び共通仕様書等諸規程に定められた書類を準備しなければならない。

定められた書類とは

- ・設計図書 ・契約書 ・完成報告書 ・協議書 ・現場代理人等選任通知書 ・施工計画書
- ・工程表 ・建退共掛け金収納書 ・工事カルテ受領書 ・部分下請通知書 ・施工体制台帳 ・施工体系図 ・完成図 ・支給品精算書 ・工事打合簿 ・段階確認書 ・工事履行状況報告書 ・工事事務報告書
- ・共通仕様書第2章第2節5、表2-1に掲げる材料及び共通仕様書第2章第2節1、設計図書で提出を定められている材料についての品質を証明する資料並びに材料確認調書(第8-1号様式)【三重県公共工事共通仕様書(平成28年7月1日)適用の案件】  
共通仕様書第2編材料編第1章第2節1、設計図書で提出を定められている材料についての品質を証明する資料並びに材料確認書(様式-10)【三重県公共工事共通仕様書(令和2年8月1日)適用の案件】
- ・建設工事施工管理基準で定めた出来形・品質に関する管理資料 ・工事写真
- ・再生資源利用計画書(実施書) ・再生資源利用促進計画書(実施書)
- ・電子納品チェックシート ・その他関係書類等を示すが、工事規模及び内容によって作成されない書類は含めない。

② 監督員は、受注者に次に掲げる資料及び現地の準備をさせるものとする。

ア 提出書類以外で施工状況を判断できる書類を準備しなければならない。

提出書類以外の書類とは

- ・工事に使用した材料の品質を証明する資料並びに使用材料一覧表(第8号様式)【三重県公共工事共通仕様書(平成28年7月1日)適用の案件】  
工事に使用した材料の品質を証明する資料【三重県公共工事共通仕様書(令和2年8月1日)適用の案件】
  - ・各種伝票 ・作業日報(工事安全衛生日誌等) ・安全巡視やTBM等の活動記録
  - ・建設機械について実施した定期自主検査等の整備点検記録(リースも含む。)
  - ・社内管理基準及びその基準に基づいて作成された施工管理結果等の資料
  - ・土止め工や足場工等の組立図及びチェックリストを使った点検結果
  - ・産業廃棄物管理票(紙マニフェスト原本または電子マニフェスト(受渡確認表)の提示)
  - ・発注者と交わした書面(工事打合簿等)
  - ・発生土搬出伝票、残土処分場承諾書
  - ・安全・訓練等の実施状況報告書等
  - ・安全パトロールの記録(指摘事項及び是正処置の記録を含む。)
  - ・その他施工にあたり作成した調査結果や施工管理記録
- 等を示すが、工事規模及び内容によって作成されない書類は含めない。

イ 現地の準備

- (ア) 工事の測点、基準点、その他検査に必要な標示
- (イ) 検査に必要な測量・測定器具、カメラ、黒板等
- (ウ) 検査に必要な足場、梯子等
- (エ) 検査に必要な交通整理員
- (オ) 検査に必要な人員
- (カ) その他

(2) 検査写真撮影

- ① 写真には黒板等を用い工事名、検査の種類及び検査日等を記入すること。
- ② 写真の撮影については、なるべく背景が入るように黒板を入れて撮影すること。
- ③ 黒板の字が読めない場合は、①の黒板の拡大写真も1枚撮影すること。
- ④ 1検査当たり10枚程度撮影し、A4判用紙3枚貼り付け両面印刷を原則とする。
- ⑤ 検査写真は、必要部数を作成し、検査当日検査員に提出すること。